

令和2年3月定例胎内市教育委員会会議録

- 1 開会年月日 令和2年3月26日(木) 午後1時30分
- 2 開催場所 黒川庁舎 第1応接室
- 3 出席委員
教育長 中 澤 毅
委員 藤 木 國 裕
委員 浮 須 與志夫
委員 加 藤 直 子
委員 西 濟 睦 美
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した者
学校教育課長 佐久間 伸 一
生涯学習課長 佐 藤 一 孝
管理指導主事 中 村 祐 一
指 導 主 事 池 田 裕 之
- 6 事務局職員出席者
学校教育課係長 梅 津 真 樹
学校教育課主事 三 宅 亨
- 7 議事日程
日程第1 開会宣言

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 前回会議録の承認

日程第4 事務局の報告
(教育長、学校教育課長、生涯学習課長、管理指導主事、指導主事)

日程第5 議 事
議第13号 胎内市立小中学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

- 議第14号 胎内市教育相談センター設置規則の一部を改正する規則
- 議第15号 胎内市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
- 議第16号 胎内市学校施設の開放に関する規則及び胎内市新潟県立胎内ライフル射撃場管理及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議第17号 胎内市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 議第18号 胎内市立学校コミュニティ・スクールに係る学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- 議第19号 胎内市社会教育指導員規則を廃止する規則
- 議第20号 胎内市不登校児童生徒適応指導教室要綱の一部を改正する告示
- 議第21号 胎内市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示
- 議第22号 胎内市学校評議員設置要綱を廃止する告示
- 議第23号 胎内市不登校児童生徒訪問指導員要綱を廃止する告示
- 議第24号 胎内市地域学校協働本部設置要綱
- 議第25号 胎内市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）設置要領
- 議第26号 胎内市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令
- 議第27号 胎内市教育委員会職員人事異動内示について
- 議第28号 胎内市教育委員会障害者活躍推進計画について

日程第6 報 告

- 報告第6号 令和2年度胎内市生涯学習課事業計画について
- 報告第7号 就学援助児童・生徒の認定等について
- 報告第8号 学区外就学・区域外就学の許可等について
- 報告第9号 小・中学校教職員一般三職人事異動の内申について
- 報告第10号 社会教育関係団体更新状況
- 報告第11号 共催・後援事業について
 - 国際交流&イングリッシュキャンプ
 - 星のソムリエ教室
 - 第46回北信越フットボールリーグ
JAPANサッカーカレッジホームゲーム
 - 第46回下越陸上競技選手権大会
- その他 今後の予定

8 審議の経過及び結果

日程第1 開会宣言

○ 教育長

ただ今から、胎内市教育委員会3月定例会を開会します。
はじめに、傍聴の申請が出ておりますのでこれを認めます。

日程第2 会議録署名委員の指名

○ 教育長

本日の会議録署名委員の指名については、西濟委員を指名します。

日程第3 前回会議録の承認

○ 教育長

それでは、2月定例教育委員会会議録の承認について、お諮りいたします。事務局、説明をお願いします。

○ 事務局

(令和2年2月21日定例教育委員会会議録について説明)

○ 教育長

ただ今、事務局より2月定例教育委員会会議録について、説明がありましたが、何かご質問等ありますでしょうか。ないようですので承認いたします。

○ 教育長

次に3月臨時教育委員会会議録の承認について、お諮りいたします。事務局、説明をお願いします。

○ 事務局

(令和2年3月5日臨時教育委員会会議録について説明)

○ 教育長

ただ今、事務局より3月臨時教育委員会会議録について、説明がありましたが、何かご質問等ありますでしょうか。ないようですので承認いたします。

○ 教育長

お諮りいたします。本日の議第27号、及び報告第9号につきましては、人事案件事項でありますので、胎内市教育委員会会議規則第7条第1項第3号の規定に基づき、当議事を非公開としたいと思います。

また、事務局の報告、報告第7号就学援助児童・生徒の認定等について、報告第8号学区内就学・区域外就学の許可等についても、個人情報に関する案件でございますので非公開といたしたいと思います。当議事を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。挙手全員でありますので、当議事は非公開とすることとします。

日程第5 議 事

○ 教育長

それでは、公開部分の議事から進めたいと思います。

「議第13号 胎内市立小中学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について学校教育課長、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

令和2年度から市内すべての小中学校がコミュニティ・スクールとなるため、すべての学校に学校運営協議会が設置されることとなります。それに伴い学校評議員も一体化されるため規則から削除。それ以外は文言の整理です。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第13号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第14号 胎内市教育相談センター設置規則の一部を改正する規則」について学校教育課長、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

- ・胎内市教育相談センター 位置の「総合グラウンド交流棟内」を削る
- ・相談員について会計年度任用職員制度への移行にともない、条例から削除
- ・開設日については土曜日を休みとする。教育委員会が必要と認めたときは開設日及び開設時間を変更できることを追加する。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第14号について

は承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第 15 号 胎内市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」について生涯学習課長、説明をお願いします。

○ 生涯学習課長

・スポーツ基本法の一部改正により日本体育協会が日本スポーツ協会となったことなどから文言修正。

・公益法人制度改革に伴い公益財団法人となったため文言修正。

・条例に合わせ、施設の並び替え修正。それに伴い使用申請書等の修正。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第 15 号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第 16 号 胎内市学校施設の開放に関する規則及び胎内市新潟県立胎内ライフル射撃場管理及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について生涯学習課長、説明をお願いします。

○ 生涯学習課長

・スポーツ基本法の一部改正により日本体育協会が日本スポーツ協会となったことなどから文言修正。

・公益法人制度改革に伴い公益財団法人となったため文言修正。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第 16 号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第 17 号 胎内市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について生涯学習課長、説明をお願いします。

○ 生涯学習課長

令和 2 年度の組織見直しに伴い、「文化財係」を「文化・文化財係」に改め、業務内容についても改める。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第 17 号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第 18 号 胎内市立学校コミュニティ・スクールに係る学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について学校教育課長、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、文言の修正

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第 18 号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第 19 号 胎内市社会教育指導員規則を廃止する規則」について生涯学習課長、説明をお願いします。

○ 生涯学習課長

昨年度の業務見直しにより、社会教育指導員を配置しなくなったことから規則を廃止。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第 19 号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第 20 号 胎内市不登校児童生徒適応指導教室要綱の一部を改正する告示」について学校教育課長、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

会計年度任用職員制度への移行に伴い、要綱から関係個所を削除。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第 20 号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第 21 号 胎内市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示」について学校教育課長、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

会計年度任用職員制度への移行に伴い、要綱から関係個所を削除。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第 21 号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第 22 号 胎内市学校評議員設置要綱を廃止する告示」について学校教育課長、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

議第 13 号で説明したとおり、一体化となるため削除。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第 22 号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第 23 号 胎内市不登校児童生徒訪問指導員要綱を廃止する告示」について学校教育課長、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

会計年度任用職員制度への移行に伴い、廃止する。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第 23 号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第 24 号 胎内市地域学校協働本部設置要綱」について生涯学習課長、説明をお願いします。

○ 生涯学習課長

(資料に基づき説明)

・地域と学校が連携・協働して、未来を担う子どもたちを地域社会全体で育むため、地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、地域学校協働活動を推進することを目的として、新たに地域学校協働本部を設置する。

・地域学校協働本部に、地域学校協働活動推進員を置く。

・胎内市内の各小学校及び中学校に、地域学校協働本部との連携担当を置く。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。

○ 加藤委員

全学校にコミュニティ・スクールが設置されるので、評議員を廃止して、その代わりに設置するものの要綱ということでよろしいでしょうか。

○ 学校教育課長

先ほど私が説明したのは学校運営協議会についてでして、今回生涯学習課から説明したのは地域学校協働本部についてなので、別なものとなります。

○ 藤木委員

設置する必要があるのでしょうか。

○ 指導主事

もともと学校支援地域本部ということで胎内市には設置されていました。それが国の法改正がありまして、地域学校協働本部というものになりました。それに伴い胎内市でも地域学校協働本部を立ち上げるため、このたび要綱を作成しました。

○ 藤木委員

コミュニティ・スクール運営協議会がその役割を担ってはいないのでしょうか。

○ 指導主事

コミュニティ・スクールとはまた違うものになります。コミュニティ・スクールとは学校運営協議会のある学校のことをいいます。地域学校協働本部というのはまた違う組織になります。

○ 藤木委員

具体的にどのようなことをしている組織なのでしょうか

○ 指導主事

例えばPTA、学校支援ボランティア、NPO法人、大学、そういったものがゆるやかなネットワークを作ってコミュニティ・スクールを支える役割をしています。学校運営協議会で決めたことを地域学校協働本部が実働部隊として動くというイメージです。

○ 藤木委員

そういう組織を作らなければコミュニティ・スクールは動けないということ
でしょうか。

○ 指導主事

必ずしもそうではありませんが、コミュニティ・スクールを実効性のあるもの
として動かしていくためには必要なものと考えております。

○ 藤木委員

その調整役として地域コーディネーターがいるということでしょうか。

○ 指導主事

そうなります。

○ 学校教育課長

今までも地域の方に支援してもらう際は地域コーディネーターの方に間に入
っていただいていた。今後コミュニティ・スクールとなると支援だけではな
くなります。地域学校協働活動となり、調整役がいるとより動けるようになりま
す。

○ 藤木委員

コーディネーターを助けるためにこの組織が必要ということでしょうか。

○ 指導主事

コーディネーターを助けるためではなく、学校運営協議会と地域学校協働本
部はPTA等、ゆるやかな繋がりとなっています。その間にいるのが地域コーデ
ィネーターです。学校と地域学校協働本部をつなぐ役割を持っているのが地域コ
ーディネーターです。

○ 藤木委員

各学校に地域学校協働本部があるのでしょうか。

○ 指導主事

各学校にあるわけではありません。

○ 藤木委員

地域学校協働本部はだれが取りまとめるのでしょうか

○ 指導主事

本部という名前が誤解を招くのですが、ネットワークということになります。ゆるやかな繋がりということで、本部長がいてそこから指示が出るというわけではありません。

○ 藤木委員

それならば作る必要はないのではないのでしょうか。

○ 指導主事

コミュニティ・スクールをより実効性のあるものにするために必要なものです。

○ 藤木委員

実際に今までそれに類するものはあったのでしょうか。

○ 指導主事

学校支援地域本部です。

○ 藤木委員

それは今まで有効に役立ってきたのでしょうか。

○ 指導主事

学校支援ボランティア等で役立っています。

○ 藤木委員

例えばボランティアの方は学校支援地域本部に登録などをするのでしょうか。

○ 指導主事

本部長等がいるわけではないので登録するということはないですが、学校のほうで地域学校協働本部のネットワークの一つとしてとらえるということになります。国が本部という名前を使うのでわかりにくくなっています。

○ 藤木委員

国がそのように定めるよう言っているのでしょうか。

○ 指導主事

コミュニティ・スクールは学校だけの話ではなく、地域と一体となるということが大きいので、地域に開かれた学校という一方で地域住民にとっては学校を核とした地域づくりというお互いの学校サイド、地域サイドといったところを一つの組織というよりは、これから具体化されて行くことになると思いますが、今まで学校支援のコーディネーターだった方が地域協働推進委員の役割をサポートだけではないと、ステップアップしていきたいと考えております。

○ 藤木委員

私の理解ではコミュニティ・スクールを作るということは、NPO 法人や大学、地域の人材などを活用して学校と地域のつながりを持っていくことがコミュニティ・スクールであり、新しくこのようなことをする必要がないのではないかと理解しましたが、そうではないということですね。

○ 指導主事

組織として立ち上がって会長をおいてというわけではありません。コミュニティ・スクールは学校運営協議会がある学校のことをいいますが、そこで決められたことをここで実際に動いていくということになります。実働部隊とブレインとあって、実働部隊が今の話になります。

○ 管理指導主事

学校の実態によっても違ってくると思います。中条小学校はつばさっ子ボランティアが同じようなことをやっています。あるいはそういったものが全く機能していない学校もあります。中条中学校においてはここを強化してコミュニティ・スクールに作っていくことになると思います。

○ 教育長

他に質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第 24 号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第 25 号 胎内市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）設置要領」について生涯学習課長、説明をお願いします。

○ 生涯学習課長

(資料に基づき説明)

・コーディネーターの活動内容、活動時間、任期、委嘱について説明

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。

○ 浮須委員

〇〇〇〇さんが〇〇中学校、〇〇小学校と二つ活動していますが、第3条に地域や学校の実情に応じたとあり、一校だけだなく、中学校区単位であれば両方仕事してもいいのでしょうか

○ 学校教育課長

両方で活動しても構いません。

○ 教育長

他に質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第25号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第26号 胎内市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令」について学校教育課長、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

会計年度任用職員制度への移行に伴い文言整理

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第26号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

次に、「議第28号 胎内市教育委員会障害者活躍推進計画」について学校教育課長、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

(資料に基づき説明)

・令和元年6月に障害者の雇用の促進に関する法律の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示された。

・厚生労働大臣が作成する指標に即して、「障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画」を作成することとなった。

・胎内市においても障がいのある職員が意欲と能力を発揮し、活躍できるよう、更なる体制整備や各種取組が必要であるため、市長部局と連携し胎内市教育委員会として「障がい者活躍推進計画」を策定する。

・計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間。期間内においても必要に応じて見直しを行う。

・採用に関する目標 1.95%

・障がい者の活躍を推進する体制、職務、環境整備について説明。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。

○ 藤木委員

地方自治法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律とでは法律が違うのと同じものをつくるということでしょうか。したがって、協議をしたら中身が変わる可能性もあります。

○ 学校教育課長

そうなります。市長部局と調整しながら進めていきます。

○ 藤木委員

そうなると協議した結果を教育委員会で諮るべきではないでしょうか。この素案で問題ないか確認するというのでしょうか。

○ 学校教育課長

4月1日から施行したいものであり、3月時点での素案ですが変更するようなことがあればまたお諮りいたします。

○ 教育長

他に質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、議第28号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

日程第6 報告

○ 教育長

次に、報告に移ります。「報告第6号 令和2年度胎内市生涯学習課事業計画について」生涯学習課長お願いします。

○ 生涯学習課長

(資料に基づき説明) これまでと変更された分を説明

- ・第75回新潟県美術展覧会(県展)胎内展を追加
- ・日本語教室を追加
- ・文化財係、社会教育係で担当が変わったことによる変更
- ・千本桜ウォークが追加されたが、コロナウイルスの関係と申し込みが少数のため中止

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、次に、「報告第10号 社会教育関係団体更新状況について」生涯学習課長お願いします。

○ 生涯学習課長

(資料に基づき説明)

- ・3月13日に社会教育委員会を開催し、令和2年度から令和4年度まで更新文化団体が36団体、青少年育成団体が5団体、合計41団体が承認されました。昨年から1団体減っております。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。無いようですので、次に、「報告第11号 共催・後援事業について」担当課長お願いします。

○ 学校教育課長

○国際交流&イングリッシュキャンプ

○ 生涯学習課長

- 星のソムリエ教室
- 第46回北信越フットボールリーグ JAPAN サッカーカレッジホームゲーム
- 第46回下越陸上競技選手権大会

○ 教育長

何か、ご質問等ありますでしょうか。無いようですので、以上で公開部分を終了といたします。

これより先は非公開となりますので、傍聴の方は退席願います。

<議事録非公開>

- 「議第 27 号 胎内市教育委員会職員人事異動内示」
- 「報告第 7 号 就学援助児童・生徒の認定等について」
- 「報告第 8 号 学区外就学・区域外就学の許可等について」
- 「報告第 9 号 小・中学校教職員一般三職人事異動の内申について」

日程第 4 事務局の報告

- (教育長の報告)
- (学校教育課長の報告)
- (生涯学習課長の報告)
- (管理指導主事の報告)
- (指導主事の報告)

その他

- ・令和 2 年度 三市北蒲原郡教育委員会連合協議会「教育長部会」及び「定期総会・研修会」について
- ・教育委員会の歓送迎会について

4 月定例会はこの会場で 4 月 23 日 (木) 午後 1 時 30 分から開催

以上、3 月定例教育委員会を閉会

午後 4 時 00 分 閉会

令和 2 年 4 月 23 日

教 育 長

中澤 毅

会議録署名委員

西 濱 睦 美

